

## ■ 笠岡市情報セキュリティ対策基準の主な改正内容

条項	改正内容
第3章 9	②情報セキュリティ委員会を新たに追加
第3章 11	③CSIRT(セキュリティ分野の専門チーム)を新たに追加
第4章 1	情報資産の分類を見直した
第4章 2	クラウドサービスを利用する情報資産におけるライフサイクル(作成, 入手, 利用, 保管, 送信, 運搬, 提供, 公表, 廃棄等)の取扱いを定めた
第5章 1	マイナンバー利用事務において外部と通信を行う場合は、LG-WANを経由してインターネット等とマイナンバー利用事務系との双方向でのデータの移送を可能とし、また、マイナンバー利用事務系と接続されるクラウド上での情報システム・情報資産の取り扱いについて新たに定義した
第6章 1	基幹系サーバを冗長化について新たに定義した
第6章 3	電磁的記録媒体(USBメモリ等)の取扱いについて新たに定義した
第8章 1	ネットワークの盗聴対策を新たに加えた。さらに、ソーシャルメディアサービスの利用時に関するセキュリティ対策や発信できる情報等について新たに定義した
第10章 1, 2	業務委託(実施前・実施中・終了後)の対策を新規に示した クラウドサービスを利用するに当たっての対応を示した